



1. **お客様の責任。** お客様は以下について一切の責任を負うものとします：

- 1.1 クラウドサービスの潜在的な構成を評価する目的で、お客様向けカスタマイズの作成とテストを行うこと。
- 1.2 お客様向けカスタマイズのソースコードを含む、お客様向けカスタマイズへの送信、保存、処理、および変更の管理を行うこと；
- 1.3 バグ除去、シミュレーション、およびその他のお客様のシステムとの統合を行うことにより、これらのお客様向けカスタマイズについて追加の品質およびセキュリティ検証を行うこと；
- 1.4 リグレッションテストを含む自動テストを行うことにより、お客様向けカスタマイズの実装の成功を検証すること。

アドビは、お客様カスタマイゼーション、お客様によるクラウドサービスの構成、または上記セクション1.1から1.4に概説されている義務をお客様が履行しなかったことに起因するクラウドサービスの欠陥または障害について責任を負いません。お客様は、お客様カスタマイゼーションのテストは、お客様が完了する必要がある全体的なテストのサブセットのみを表すことを認識し、同意します。お客様は、お客様カスタマイゼーションのすべてのテスト（セキュリティおよび品質）について単独で責任を負います。

2. **開発コンサルタント。** 本PSLTの下にお客様から指名されたいかなる開発コンサルタントも、明示的かつ排他的にお客様の指示の下にのみ作業を行い、お客様はかかる開発コンサルタントのいかなる作為または不作為に対しても一切の責任を負うものとします。アドビは、クラウドサービスまたはその他のクラウドサービスの顧客に悪影響が及ぶとみなした場合、開発コンサルタントに対してアクセスを拒否することができます。本PSLTにおける「お客様」とは、お客様とその開発コンサルタントの双方を指します。

3. **データ保持。** クラウドサービス内に保存されているお客様データおよびソースコードを含むお客様向けカスタマイズは、ライセンス期間の満了または終了後30日間（またはお客様が購入した場合はより長い期間）、クラウドサービス内で利用可能な同じ形式でお客様が利用できます。お客様は、クラウドサービスがお客様向けカスタマイズの唯一のリポジトリであってはならないことを了解の上、同意します。

4. **開発ソフトウェアのライセンス。** お客様は、ステージングまたは本番稼働目的ではなく、開発、検証、および品質保証の目的でのみ、AEMクラウドサービス用SDKの合理的な数量のコピーをお客様自身のオンプレミス環境にインストールし、これを利用することができます。

5. **フォーム自動変換サービス。** フォーム自動変換サービス（お客様のフォームテンプレートの変換を目的とするAEMフォームの機能）を使用する場合、お客様は、事前入力されたデータフィールドまたは個人データを含むドキュメントをアップロード、送信または変換してはなりません。

6. **Adobe Learning Manager。** Adobe Experience Managerクラウドサービスを通じた、またはこれに接続した Adobe Learning Manager は、本 PSLT の条件ではなく、<https://www.adobe.com/legal/terms/enterprise-licensing/product-specific-terms.html> に掲載されている Adobe Learning Manager の製品固有使用許諾条件の条件に従います。

7. **Edge Delivery Services - サードパーティ統合。** Edge Delivery Services は、お客様が独立してライセンスを取得した互換性のあるサードパーティ製品およびサービスとの統合を可能にできる場合があります。アドビは、そのようなサードパーティ製品またはサービスに起因するクラウドサービスの欠陥または障害について責任を負いません。

8. **Edge Delivery サービスの地域。** Edge Delivery サービスを通じて公開される「お客様データ」（ライブまたはレビュー目的を問わず）は、かかるお客様データが公開されている間、アドビまたはそのベンダーが独自の裁量で決定するデータセンター地域で処理される場合があります。Edge Delivery サービスフォーム送信機能に関連してオンラインフォームを介して送信されたデータは、お客様が指定する、またはお客様が管理するロケーションに送信される前に、アドビまたはそのベンダーが独自の裁量で決定するデータセンター地域で一時的に処理される場合があります。

9. **フォントの利用。**本契約に別途異なる定めがある場合を除き、アドビが権利を有するもしくはライセンス供与されているフォントは、本製品およびサービスのユーザーインターフェース上においてのみ使用するために、本製品およびサービスに埋め込まれています。
10. **Adobe Developer App Builder の使用** クラウドサービスには、次の URL に掲載される PSLT – Adobe Developer App Builder に従うことを条件として Adobe Developer App Builder の使用が含まれます：<https://www.adobe.com/jp/legal/terms/enterprise-licensing/ec-product-terms.html>。Adobe Developer App Builder を使用してお客様が開発した拡張機能または統合は、お客様向けカスタマイズとみなされます。
11. **サービスレベル契約。**アドビのサービスコミットメントは、以下にある統一SLAおよび実行可能性追加条項に詳述されています：<https://www.adobe.com/legal/service-commitments.html>（総称して「サービスレベル契約」という）。Adobe Learning Managerのサービスコミットメントは別途提供されます。
12. **ソフトウェアアップデート。**ライセンス期間中、クラウドサービスには、アドビの一般顧客ベースにリリースされるアップデート（以下「アップデート」という）が含まれます。アップデートには、クラウドサービスのセキュリティに必要な緊急アップデートや、アドビがサービスコミットメントを満たさない原因となる問題に対処するための緊急アップデート（それぞれを「緊急アップデート」という）が含まれる場合があります。アップデートに障害が発生した場合、問題がアドビのソフトウェアにある場合は、アドビが是正措置を講じます。問題がお客様のカスタマイゼーションにある場合、アドビは、お客様のカスタマイゼーションの基盤となるコードを調整するお客様の取り組みをサポートするため、合理的な措置を講じます。緊急アップデートは、必要に応じてアドビによって実装されます。
13. **製品説明。**Adobe Experience Manager as a Cloud Service の製品説明は次の場所にあります：<https://helpx.adobe.com/jp/legal/product-descriptions.html>。
14. **Adobe Express。**AEM Assets Ultimate または AEM Assets Prime の一部としてライセンスされた Adobe Express（Adobe Express に統合される可能性のある Adobe Firefly の機能、または Adobe Express アプリケーションへの直接アクセスを含みます）のお客様による使用は、<https://www.adobe.com/go/PSLT-adobe-express-firefly> に記載された Adobe Express with Firefly 製品固有使用許諾条件に準拠します。
15. **お客様データおよびお客様カスタマイゼーション。**お客様は、お客様データおよびお客様向けカスタマイズについて、所有権または有効なライセンスを通じて、本契約により企図されるアドビの使用、および本製品およびサービスに関連するお客様の使用について十分な権利を有し、お客様データおよびお客様向けカスタマイズ、ならびにそれらの前述の使用が、すべての適用法令を遵守し、いかなる個人または法人の権利（知的財産権を含みます）も侵害、不正流用、またはその他の方法で違反しないことを表明し、保証します。お客様は、アドビがお客様向けカスタマイズにアクセスすることが、アドビが（お客様向けカスタマイズを使用することなく）独立して類似の技術を開発したり、お客様に対する義務なしに類似の技術を取得したりすることを妨げるものではないことを認識し、同意します。
16. **追加の定義**
  - 16.1 「**AEMクラウドサービス用SDK**」とは、ライセンス付与されたクラウドサービス向けのアプリケーションをローカルで開発しテストすることを可能にするオンプレミスソフトウェアパッケージを意味します。
  - 16.2 「**お客様データ**」とは、アドビ基本利用条件に定義されています。お客様コンテンツがアドビ基本利用条件において別途定義されている場合、お客様データにはお客様コンテンツが含まれます。
  - 16.3 「**クラウドサービス**」とは、セールスオーダーに記載されるクラウドサービス（および該当するアドオン）のオンデマンドサービスとしてのAEMを意味します。
  - 16.4 「**お客様向けカスタマイズ**」とは、お客様により、またはお客様の指示により、クラウドサービスに行われるカスタマイズを意味します。お客様向けカスタマイズは補償対象テクノロジーではありません。お客様は、「アドビのテクノロジー」の根本となるアドビの知的財産に基づき、お客様向けカスタマイズを所有します（または、該当する場合、有効なライセンスを有することを保証しなければなりません）。
  - 16.5 「**開発コンサルタント**」とは、第三者のシステムインテグレーターのことで、(a) 基本利用条件の第5条で定める通り、クラウドサービスにアクセスしてこれを検証およびカスタマイズする権限をお客様から与えられており、(b) 現在有効かつ該当するAEM開発者認定を受けた開発者を1人以上含む開発チームで、クラウドサービス開発プロジェクトに相当程度に従事および関与する予定のものを意味します。

- 16.6 「ドキュメント」とは、AEMフォームによって処理または生成される電子ファイルまたは印刷されたファイルを意味します。これには、データを入力および保存できるデータフィールドを含むドキュメントが含まれます。